

第 28 回体協総務発第 206 号
平成 28 年 12 月 22 日

東京都知事
小池百合子様

公益財団法人 日本体育協会
会長 張 富

新宿区霞ヶ丘町付近への移転に係る仮換地予定地の売却等について（依頼）

日頃より、我が国のスポーツ振興にご理解・ご協力を賜るとともに、私どもスポーツ団体に対し格別のご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月 7 日付 27 都市政土第 835 号文書にて本会が新宿区霞ヶ丘町付近（仮換地予定地）への移転を検討することについて東京都からご了承いただいたことを受け、本会及び日本オリンピック委員会では同年 2 月 15 日付で東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書を提出いたしました。

その後、東京都が諸手続きを進め、同年 10 月 3 日都市計画告示がなされ、また、同月 12 日には、新宿区霞ヶ丘町付近において土地区画整理事業の施行認可が行われました。

本会及び日本オリンピック委員会は、2020 年東京大会のテストイベントが行われるまでに移転することを目指しており、新宿区霞ヶ丘町付近における新会館建設工事に早期に着手することにより、神宮外苑地区のまちづくりに貢献できると考えております。

また、本会及び加盟団体は、新会館への移転を機に、スポーツの一層の普及・振興に向けて、団体相互の連携体制の強化を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行う大会のテストイベントの円滑な運営への協力や、大会に向けた気運醸成に取り組むこととしており、新会館の早期完成は、2020 年東京大会の成功にも資するものと考えております。

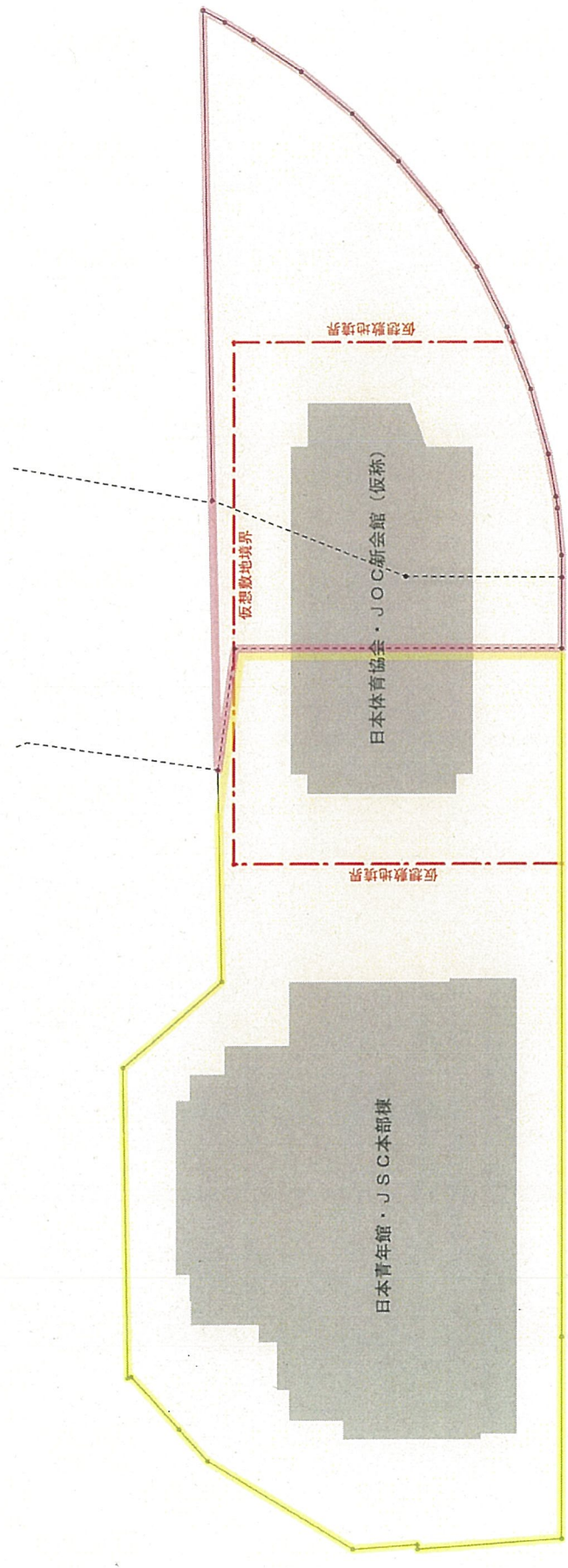
本会が所在する渋谷区神南一丁目の土地は、同年 7 月 20 日に都市計画公園事業として認可され、現在、東京都が建物調査を行っております。もとより本会は公園事業に協力していく所存ですが、加盟団体の移転を本会が取りまとめる上で会館の移転先が早期に確保されることは大きな後押しとなるものです。

つきましては、公園事業の用地取得に合わせた仮換地予定地の売却を認めていただくとともに、別紙のとおり、新会館建設のために必要となる仮換地予定地の貸付等に関する手続きを取り進めていただきますようお願いいたします。

1. 建築基準法第86条第6項の規定（連担建築物設計制度）に係る地権者の同意
2. 地盤（ボーリング）調査に係る土地の貸付
3. 埋蔵文化財調査に係る土地の貸付
4. 新会館の建設工事に係る土地の貸付

[添付資料]

参考図



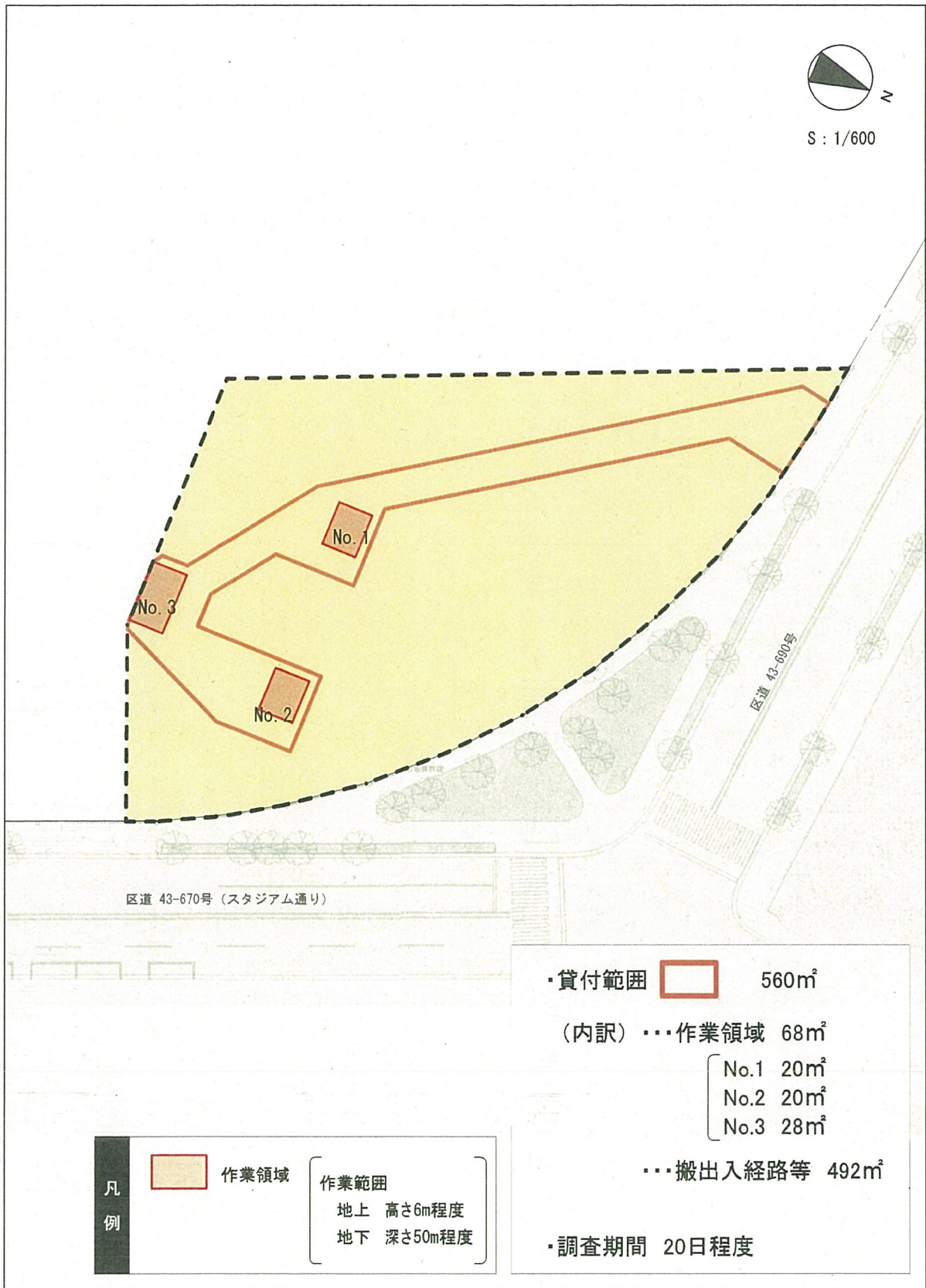
○敷地の考え方

- JSC所有地
- 東京都仮換地予定地
- 連担認定申請の敷地
- 外苑ハウスの現在の敷地

< 貸付範囲について >

参考図

■ 地盤(ボーリング)調査



< 貸付範囲について >

参考図

■ 埋蔵文化財調査

